

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年七月二十二日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一七―〇―一四九

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表公正取引委員会の部事務総局の項中「部長 総括審議官」を「部長 総括審議官 デジタル・国際総括審議官」に改める。

別表金融庁の部内部部局の項中「金融企画管理官」を削る。

別表消費者庁の部内部部局の項中「食品表示対策室長」を「食品表示対策室長 保健表示室長」に改める。  
る。

別表総務省の部内部部局の項中「行政経営支援室長」を「サイバーセキュリティ対策室長 行政経営支援

室長」に改める。

別表法務省の部内部部局の項中「保護調査官」を「保護調査官 効果検証室長」に改める。

別表出入国在留管理庁の部内部部局の項中「在留管理業務室長」を「在留管理業務室長 在留審査調整官 支援企画官」に改める。

別表文部科学省の部内部部局の項中「大学設置室長」を「大学設置・評価室長 地域大学振興室長」に改め、「研究公正推進室長 競争的研究費調整室長」を削り、「研究交流管理官」を「研究公正推進企画官 競争的研究費調整企画官」に、「極域科学企画官」を「極域科学企画官 半導体エレクトロニクス推進室長」に改める。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「主任障害者雇用専門官」を「主任障害者雇用専門官 雇用環境・均等行政管理室長」に改め、「主任雇用環境・均等監察官」及び「女性支援室長」を削り、「消費生活協同組合業務室長 生活困窮者自立支援室長」を「女性支援室長 生活困窮者自立支援室長 消費生活協同組合業務室長」に改め、「公共職業安定所運営企画室長」の下に、「雇用環境・均等行政管理室長」を加え、「消費生活協同組合業務室長、生活困窮者自立支援室長」を「生活困窮者自立支援室長、消費生活協同組合

業務室長」に改め、同部国立保健医療科学院の項中「人事係長」を「人事調整専門官 人事係長」に改め、同部国立感染症研究所の項、国立感染症研究所支所の項及び九州厚生局沖縄分室の項を削る。

別表農林水産省の部内部部局の項中「流通飼料対策室長」を「流通飼料対策室長 牛乳乳製品需給対策室長」に改め、同部地方農政局の項中「地方参事官」を「地方参事官 副地方参事官」に、「国有財産管理・調達室長」を「人事企画調整官 国有財産管理・調達室長」に、「総括農政推進官」を「主任農政推進・地域防災官（人事に関する事務を担当する者に限る。） 総括農政推進官」に改め、同部北海道農政事務所の項中「特別会計室長」を「人事企画調整官 特別会計室長」に、「総括農政推進官」を「主任農政推進・地域防災官（人事に関する事務を担当する者に限る。） 総括農政推進官」に改める。

別表水産庁の部内部部局の項中「内水面漁業振興室長」を「内水面漁業振興室長 海業振興室長」に改める。

別表経済産業省の部内部部局の項中「海外広報官」を削り、「技術調査室長」を「技術調査・流出対策室長」に、「計量行政室長 地球環境対策室長」を「研究開発投資促進室長 計量行政室長 地球環境対策室長」に改め、「環境技術戦略企画官」を削る。

別表特許庁の部内部部局の項中「特許侵害業務室長」を「審判書記官室長」に改める。

別表国土交通省の部内部部局の項中「計画企画官 技術監理室長」を「計画企画官 港湾工事高度化室長」に改め、「技術監理室長」を削り、同部地方整備局の項中「人事係長」を「専門調査官（人事課又は厚生課に所属する者に限る。） 人事係長」に改め、同部北海道開発局の項中「入札契約監察専門官 監察専門官」を削り、「専門官（人事、組織又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。） 開発専門職（人事、組織又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。）」を「専門官（人事、組織、予算又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。）」に改め、同部開発建設部の項中「土地改良情報対策官」を「土地改良情報対策官 専門調査官（人事、職員団体又は庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）」に改める。

別表人事院の部事務総局の項中「法人給与調査室長」を「給与調査研究室長」に、「総合調整官」を「総合調整官 総務企画調整官」に改める。

別表会計検査院の部事務総局の項中「監察官」を「人材戦略官 監察官」に改める。

別表備考第一項中「令和六年十一月三十日」を「令和七年五月三十一日」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。